

監査公告第19号

定期監査の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した健康福祉部に対する定期監査の結果について、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年3月26日

加賀市監査委員 浅井 廣史

加賀市監査委員 林 茂信

健康福祉部定期監査結果報告

第1 監査期間

令和2年2月10日から令和2年3月9日まで

第2 監査の対象

地域福祉課、ふれあい福祉課、保険年金課、長寿課、地域包括支援センター（サブセンター）、子育て支援課、子育て応援ステーション、健康課

第3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料及び財務会計システムをもとに財務事務の執行状況、物品・施設の管理状況等を調査するとともに、関係職員から所管事務の執行状況について聴取した。（聴取の主な内容は別紙のとおりである。）

なお、監査の期間中、必要な書類はその都度提出を受け照査を行った。

第4 監査の結果

所管の業務をはじめ、財務に関する事務の執行、所管施設の管理は概ね適正に処理されていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、その都度指導したところである。

第5 監査意見

- ・国民健康保険特別会計の運営見込みについて、次のとおり意見を付す。

一人当たりの医療費や被保険者数の予測、基金の適正運用など、今後5年程度の見通しを速やかに公に示し、特別会計の健全経営に努めていただきたい。

第6 留意事項

地方自治法第199条第12項の規定のとおり、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとし、監査委員は当該通知に係る事項を公表しなければならないこととなっているので、その旨留意いただき、遺漏無きよう努められたい。

健康福祉部定期監査 事情聴取の主な内容

1. 地域福祉課

- ・地域福祉課の所管事務について
- ・市民相談の実績について
- ・ゆるやかな見守り事業について
- ・福祉事業の費用案分について
- ・地域福祉計画について
- ・ひきこもり・ニートの担当部署について
- ・柔道整復の施術報酬について

2. ふれあい福祉課

- ・基幹相談支援センターの運営について
- ・相談支援事業（基礎的事業）の委託費について
- ・スマートインクルージョンの推進について

3. 子育て支援課、子育て応援ステーション

- ・加賀市子ども・子育て支援事業計画に対する委員意見について
- ・児童センターの公共施設マネジメントについて

4. 保険年金課

- ・国民健康保険特別会計健全化の推進について
- ・国民健康保険税の訪問徴収について

5. 健康課

- ・AI等による健康管理分析リスト作成業務について
- ・健食健歩プロジェクトの推進について
- ・高齢者、介護、母子保健の連携した取り組みについて
- ・母子健診情報のデジタル化について

6. 長寿課、包括支援センター

- ・介護保険事業第7期の検証と課題について
- ・ぬくもり診療所の器機改修について
- ・わたしの暮らし手帳について
- ・地域包括支援センターの運営費について
- ・地域福祉コーディネート業務について
- ・地域包括支援センターの県内状況について